



平成 25 年 5 月 20 日

各 位

会社名 スタンレー電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 北野 隆典
(コード番号 6923 東証第1部)
問合せ先 経 理 部 門 長 桑田 郁夫
(TEL. 03-6866-2222)

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の導入について

当社は、平成 25 年 5 月 20 日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与することの承認を求める議案を、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 108 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 取締役に対し新株予約権を付与する理由

当社取締役（社外取締役を除く）に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、ストックオプションとして新株予約権を付与するものです。

なお、この付与は、第 102 回定時株主総会においてご承認いただきました報酬枠の中で行います。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の単元株式数を変更する場合には、当社は、付与株式数を合理的に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数 700 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。なお、当該払込金額の払込みに代えて、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内の範囲で、取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めることとする。

※上記の内容については、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 108 回定時株主総会において「取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上